

地震への備え、「自信」ありますか？

自分の命は、自分で守る

先月の「水害」に引き続き、今月は「地震」について特集します。改めて家庭や個人で突然やってくる災害の備えを見直しましょう。

「大阪府北部地震」を教訓に

大口市は、犬山扇状地の東南部に位置し、北端の海拔40mから南端の海拔15mへとゆるい傾斜になっています。ほぼ平坦で大きな河川もなく、これまで大きな風水害や土砂災害をあまり受けたことがありません。また、1891（明治24）年10月28日に発生した濃尾地震（マグニチュード推定8.0）では、大口市でも建物の倒壊などの被害の記録もあり、南海トラフ地震の防災対策推進地域には指定されていますが、東海地震の強化地域の指定地域にはなっておらず、また、沿岸部からも離れていることから、津波被害や液状化等を含めた大地震による被害リスクが比較的低い地域です。しかし、昨今、日本全

国で地震が頻発しており、先の濃尾地震から127年経った今、「そろそろ…」という懸念が大多数の住民の胸の内に潜んでいることと思います。

ここでは、直近の6月18日に起こった「大阪府北部地震」を振り返り、新しく見えた課題や対策の一部を挙げてみます。

①ブロック塀崩壊と家具転倒

最も大きな話題となったのが「ブロック塀と家具転倒による犠牲者」です。犠牲者のうち2人は塀の倒壊、3人は本棚の転倒などが原因でした。1978年宮城県沖地震以後、耐震基準が改訂されましたが、未だ危険な古い塀が多く残っているといわれています。大阪府北部地震の後、全国の学校がブロック塀の緊急安全

点検をし、8月に文部科学省が結果を発表しました。

家具固定の大切さも、以前から指摘され続けていますが、遅々として対応が進んでいません。大都市には中高層の集合住宅が多いため揺れが増幅しやすく、居住空間も狭いので、家具転倒の危険度が地方に比べ高くなるということです。大口市では、「地震対策補助金」という制度（平成30年度まで）がありますので、今一度、家の中のタンスや食器棚、本棚などを点検し、本制度を活用しながら安全対策に努めてください。



②通勤・通学・出勤・帰宅困難

地震が発生した午前7時58分は、通勤・通学時間帯に重なりました。直下型の地震のため、緊急地震速報は間に合わず、突然の揺れに見舞われました。列車が停止したことによって、道路渋滞が発生し交通網がマヒし、また、復旧が遅れたため、出勤していた人は帰宅困難に見舞われました。

③エレベータの緊急停止

大都市にはエレベータに頼る中高層の建物が多くあります。今回の地震では、4万5000基のエレベータが緊急停止し、339基で閉じ込めが発生したといわれています。より大きな地震が発生し、出勤時の満員のエレベータが多数停止し、身動できない状態で長時間閉じ込められたとしたらどんな事態になるのでしょうか？

家にいるとき、職場にいるとき、電車に乗っているとき……。もしもその瞬間に突然、大きな揺れを感じ



たら、あなたは瞬時に自分の身を守れますか？

いつ、どんなシーンで大地震が起きたとしても、何も不思議ではありません。まずは自分の身を自分で守ることが一番重要です。

大口町からの被災地支援

大口町から派遣職員として豪雨の被災地支援に向かった建設課の小川貴臣さんと、個人ボランティアとして各地の被災地支援の経験をされた北地域自治組織の川橋朝次さんに、被災地体験をお聞きしました。

大口町建設課職員 小川貴臣さん

派遣期間 7月23日(月)から27日(金)

7月6日に発生した西日本豪雨で被災した東広島市へ、5日間支援に行きたいきさつと仕事内容を教えてください。

愛知県から大口町に、東広島市への職員派遣要請がありました。

仕事は、家屋の被害認定調査のお手伝いです。川の決壊により土砂が流出し、住めない状態になった住宅の損壊状況を調査して記録し、り災証明の認定をします。専門の被害認

定調査士の方のアシスタントとして一日10数件を回って調査しました。

「**猛暑の中、大変な作業だったこと**と思います。被災地を目的なりにして、**どんな感想を持ちましたか？**」

通行止めの道路は、徒歩で回りました。現地の職員の方たちは疲労困憊の様子でしたが、住民の多くの方がり災証明書を待っておられるので、休みなして業務をこなしておられました。

また、被災地の様子は、テレビで映像として見るのとは違うというのが一番の印象です。汚泥により異臭のする場所、土砂災害により、基礎が流れて傾いた家、基礎だけ残って建物が流れてしまった家など、実際に肌で感じ、目で見ると被害の大き



▲作業する小川さん



さが身に染みてわかりました。

「**被災地支援を経験して、学んだことや伝えたいことは？**」

被災後の対応で、職員数が絶対的に不足するということです。現地にいる間に住民の方から「り災証明はいつ頃おりますか」と何度も聞かれました。り災証明の発行は1週間をめどに出さないと、生活が成り立たなくなります。全国各地からの応援は絶対に必要で、そのためのシステム作りの重要性を痛感しました。

北地域自治組織 理事

川橋朝次さん

「川橋さんは、20年前から防災に関心を持ち、勉強会や被災地支援ボランティアに行かれたりして、地域の防災

活動に役に立っているんじゃないですかね。

私が最初に防災に関心を持ったのは、平成7年の阪神・淡路大震災のときです。災害復旧の仕事で神戸市に行きました。現状はテレビで見たとおりの光景でした。倒れた高速道路のわきをとおり、狭い路地が両側から崩れ落ちた瓦などでふさがれ、その上を歩いて仕事をすることもありました。それでも半年もすれば復旧すると思っていました。半年後、再び神戸へ行く機会があり、被災地を見て愕然としました。被災したままの建物や更地、公園にテントを張って避難されている方がいるなど、自分の大地震に対する認識が間違っていたことを実感し、それ以来防災の大切さを実感するようになりました。

「**最近参加されたボランティアは？**」

平成28年4月の熊本地震の被災地で



▲川橋さん

ある西原村と、今年7月の西日本豪雨の被災地である関市に行きました。

西原村では、ボランティアも利用できる場所でテントをはって滞在しました。

「ボランティアのみなさんは、主にどんな仕事をされるのですか？」

災害種別、規模、被災後の期間などによって異なります。

熊本では、壊れた瓦や家財などを運び出し、分別して集積場へ運んだり、避難所や災害ボランティアセンターのお手伝いをしました。

関市では床板をはがし、溜まった泥のかき出しや、水に浸かった壁をはがしたりしました。他に、募金活動や各地のイベントで被災地の物品の販売もしました。

「ボランティアの経験などを通して、災害の備えに関して、特に大切だと感じていることは何でしょうか。」

自分の身は自分で、家族の身は家族で守るといふことです。

地震の事前対策で最初にすべきことは、耐震不足の家なら『耐震強化』です。大破した家を見ると「この状況になったら家族が無事でいられるのか」と考えてしまいます。他には家具固定やガラス飛散防止、ブロック塀などの安全



▲10月27日(土)に第4回防災訓練がおこなわれます

対策など。水や食料の備蓄も重要です。次に地域は地域の力で守るといふことです。大災害では、行政や警察、消防、自衛隊などに助けを求めるにはあらゆる意味で限りがあります。被災後は安全な場所や水、トイレや食料の確保が重要です。

北地域自治組織はこれまで3回の避難・防災訓練をおこなってきました。



▲タオルによる安全確認
訓練に参加する家庭の玄関には「家族全員無事」という意味のタオルがかけられます

今年も、タオルによる安全確認、救命(AED)訓練、負傷者運搬、軽トラでの水運搬(行政)、マンホールトイレ設置、炊き出しなどをおこないます。年に1度の防災訓練で、完璧な技術が身につくわけではありませんが、今後も継続することにより「継続は力」になると思っています。

取材にて

地震はどんな状況下で起こるか予測はできず、過去に発生した地震の数だけ被害のパターンがあるといっても過言ではありません。私たちは過去の災害からその都度新しい教訓を得て、あらゆるパターンに対応できるような心の備えを心がけるより他ありません。

大阪府北部地震発生時、ちょうど高速道路を走行中だったという役場

職員によると「姉妹都市である島根県松江市に荷物を運ぶために名神高速道路を走行中、養老サービスエリア付近で役場からの電話で大きな地震があったことを知りました。米原ジャンクションを過ぎたところで、この先「全面通行止め」との電光掲示板を見て、急ぎょルートを変更。2時間ほどのロスで到着することができました。情報のサポートや、スマートフォンがなかったので落ち着いて迅速に対応することができたと思います。」

このように、「高速道路の上だったら」というパターンもありえます。大切なのは、いつどんな状況でもパニックにならず落ち着いて行動すること。それには、物質的な備えもさることながら、平時に想像力を働かせ、あらゆるシーンを頭の中でシミュレーションしておくこと、また正しい情報を得ることを常に心がけることが肝要であると再確認しました。

「備えあればうれいなし」今一度この言葉を強く心に刻み、いざというときに自分と家族の命を守る行動につなげましょう。

災害に備え 今日からはじめよう！ 「日常備蓄」

災害時ライフラインの復旧までに要する日数

電気 1週間
水道 3週間
ガス 5週間

※東日本大震災におけるライフライン復旧概況より

生きるために欠かせない「食」。

避難生活では、日常では考えられない不便さを感じながら生活することになります。食事環境も一変。ライフラインが止まり、簡単な調理すらできなくなります。

災害時に備え、今までは「3日分の非常食を準備しよう」といわれていましたが、非常に広い地域に甚大な被害がおよぶ可能性のある南海トラフ巨大地震では、「1週間以上」の備蓄が望ましいといわれています。

…とはいえ、備蓄って何を買えばいいのか悩みますよね。

例えば、

ごはん（レトルト）、シリアル、缶詰（イワシ、ツナ、トマト、果物等）、野菜ジュース

そのまま食べられる

乾麺（パスタ・うどん・そば）、レトルト食品（カレー、パスタの具、ハンバーグ、スープ等）、カップ麺、乾物（切干大根、わかめ、ひじき）、カップスープ、インスタント味噌汁

水、ガス、電気が復旧したら

こういった消費期限が比較的長い、食材をちょっと買い足しておくだけでも立派な「日常備蓄」になります！

しかも、ずっと保管するのではなく生活しながら消費していくことで邪魔にならないし、消費期限切れにならずに、いつでも美味しく備えることができます！これがローリングストック法です。

食料だけでなく、こちらも。

ウェットティッシュ、カセットコンロ、カセットボンベ、鍋類、乾電池、新聞紙、高密度ポリエチレン袋、缶切り、ラップ、紙皿、紙コップ、はし、スプーン、歯ブラシなど

乳幼児、高齢者、嚙下困難者、食事制限の必要な方は、食べられるものを多めに備蓄しておきましょう！



被災地の声
「においも気になる」
避難所で洗い物ができないことも…
においの少ないものを。

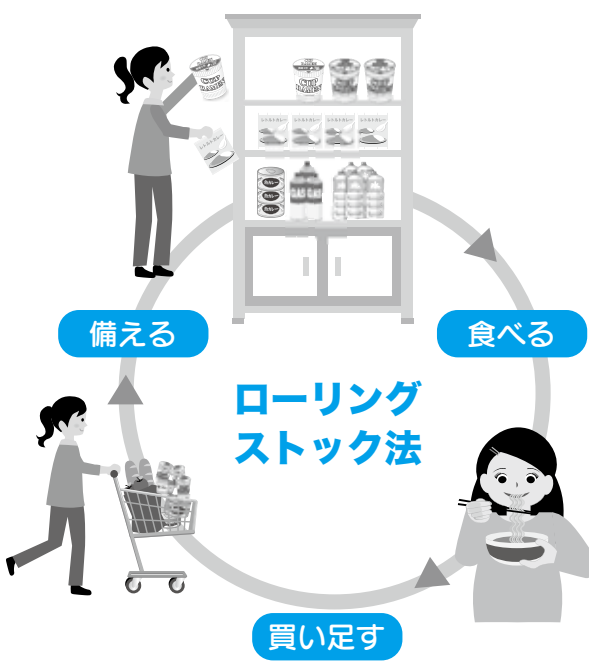
被災地の声
温かいものが食べたい

被災地の声
「野菜がほしい」
救援物資はおにぎりやパン。
野菜はほとんどありませんでした。

被災地の声
あつてよかった！「ウェットティッシュ」
水が不足し、手や食器が十分洗えないことも。

1人1日30L
水の備蓄は必須です！

缶詰は
プルトップが便利




<p>手帳A判定およびB判定の方 障害者保健福祉手帳1級および2級の方 地震災害時に自力での避難が困難な方で上 町長が認める方</p>	<p>登録の申込方法</p> <p>登録するためには、申請者（要支援者）が近所の方に地域支援者になっていただくことが必要になります。地域支援者は、できるだけ複数の方をお願いしてください。登録していただいた情報については台帳を作成し、行政、関係支援団体に情報を提供します。</p> <p>※個人情報、行政、関係機関および関係支援団体で適切に管理し、申し込まれた方の支援（災害時、日頃の見守り）以外には使用しません。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">補助対象者</p> <p>補助対象ブロック塀等を所有している方（所有者から委任をされた方を含む。）で、解体業者等に撤去工事を依頼し、当該ブロック塀等の全部または一部を撤去する方</p>	<p style="text-align: center;">補助対象の工事</p> <p>ブロック塀等全部の撤去工事 ※一部を撤去することで安全性を確保できる場合は、高さが1m未満になるような撤去工事</p>	<p style="text-align: center;">補助金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ブロック塀等の全部または一部の撤去工事に要する費用 ● ブロック塀等の長さの延長に1m当たり1万円を乗じて得た金額 <p>※いずれか少ない額に1/2を乗じて得た金額 ※限度額は10万円です（千円未満の端数は切り捨て）。</p>
--	---	---

専門家による精密診断を実施してください。
 「安全・安心だ!」と思わず、日ごろから万一来た場合に備えた行動をお願いします。

被災にあつたときは
 写真がわかる写真を撮っておきましょう。

※り災証明を取得するときに役立ちます。
 ※加入している火災保険金や共済の請求にも必要な場合があります。



証明書の発行を受けると、具体的にどのような支援を受けることができるのでしょうか。

- 各種被災者支援制度の適用の判断材料として活用されます。
- 保険金の申請や、復興のための融資などの申請をする場合にも「り災証明」が必要となる場合があります。
- ※ 自動車税の減免・自動車取得税の減免
 地方税の減免（個人住民税、固定資産税、軽自動車税など）

支給額

● 基礎支援金	全壊の場合	最大で100万円まで
	半壊の場合	最大で50万円まで
● 加算支援金	住宅の建設・購入の場合	最大で200万円
	賃借の場合	最大で50万円

戸別受信機（停電時）の注意点！

戸別受信機の入電は、直接、電源をとる方法と電池を入れる方法により使用することができます。広報9月号でもご案内をしましたが、災害や落雷等により停電が発生すると、電源供給がなされなくなりますので、その時に備え、常時、電池での使用をおこなうが、電池をすぐに入れられる状況にしておくことをお勧めします。

なお、電池使用の際は、背面に電池スイッチがありますので、「入」にしてご使用ください。（図参照）




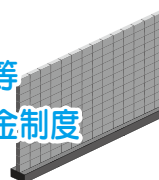
無線受信機をお持ちでない世帯、または古い無線受信機（Bタイプ）をお持ちの世帯の方には、デジタル無線受信機（Aタイプ）を貸与または更新しておりますので、申請（更新）手続きをお願いします。

問合せ先 町民安全課 ☎95-1966

災害 万が一に備えて…






<p>避難行動要支援者登録制度</p>  <p>問合せ先 福祉こども課 ☎94-1222</p>	<p>災害時において迅速かつ円滑な支援をおこなうために「避難行動要支援者登録制度」をおこなっています。</p>	<p style="text-align: right;">登録できる方（要支援者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 65歳以上のひとり暮らしの方 ● 75歳以上の高齢者のみの世帯の方 ● 介護保険制度の要介護2から5までの在宅の方 ● 身体障害者手帳1級から4級までの方 ● 療育手帳 ● 精神障害 ● 妊娠中 ● その他 <p style="text-align: right;">記に準</p>
--	---	---

<p>ブロック塀等撤去費補助金制度</p>  <p>問合せ先 まちづくり推進室 ☎95-1614</p>	<p>災害に強いまちづくりの一環として、ブロック塀等を撤去しようとする方を対象に、撤去費用の一部の補助をおこなっています。</p>	<p style="text-align: center;">補助対象となるブロック塀等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専門家や役場職員による診断の結果、建築基準法施行令の基準を満 ② 塀が大口町内にある ③ 塀が道路等に面している ④ 塀の高さ・長さがそれぞれ1メートル以上ある ⑤ 塀がコンクリートブロック造またはレンガ・大谷石などの組積造である <p>①～⑤を全て満たすブロック塀等が対象です。</p> <p>今は撤去の必要がないと診断されたブロック塀等であっても、日ごろから自己点検をし、必要に応じ、専らご自宅にブロック塀等がない皆さんも、ブロック塀等は常に外気に接する過酷な環境にあるため、「絶対</p>
--	---	---

被害 もし災害に遭ったら…



水害や台風、地震等による被害（室内・室外）の様子

<p>り災証明書</p> <p>問合せ先 町民安全課 ☎95-1966</p>	<p>被災後に各種被災者支援制度を受けるためには証明書の取得が必要です。</p>	<p>地震や台風等自然災害による住居の被害状況を証明するものです。被災者の申請により町が被災状況の現地調査を行い、調査結果に応じて町が発行します。</p>
<p>被災証明書</p> <p>問合せ先 町民安全課 ☎95-1966</p> 	<p>被害の程度は、全壊・大規模半壊半壊に区分されます。</p>	<p>災害を受けたことを証明するため、町が被災状況の現地調査をおこない発行します。通常、り災証明書を対象としない、住家以外の建物や家財・自動車などの動産が対象になります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害支援制度</p> <p>災害見舞金</p>  <p>問合せ先 福祉こども課 ☎94-1222</p> <p>被災者生活再建支援金</p>  <p>問合せ先 福祉こども課 ☎94-1222</p>	<p>災害（風水害、地震、火災等をいいます）により被害を受けた世帯に対し支給します。</p> <p>自然災害（暴風、豪雨、洪水、地震、竜巻、落雷等）により生活基盤に著しい被害を受けられた被災世帯に対して支援金を支給します。</p>	<p>支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住居が全焼、全壊または流出した世帯 10万円 ● 住居が半焼、半壊または床上浸水した世帯 5万円 <p>支援金には、住宅の被害の程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の建設、購入、補修等、再建方法に応じて支給する「加算支援金」の2種類あります。</p> <p>加算支援金の取扱いは、町内での住宅建設、購入等に限定します。</p>